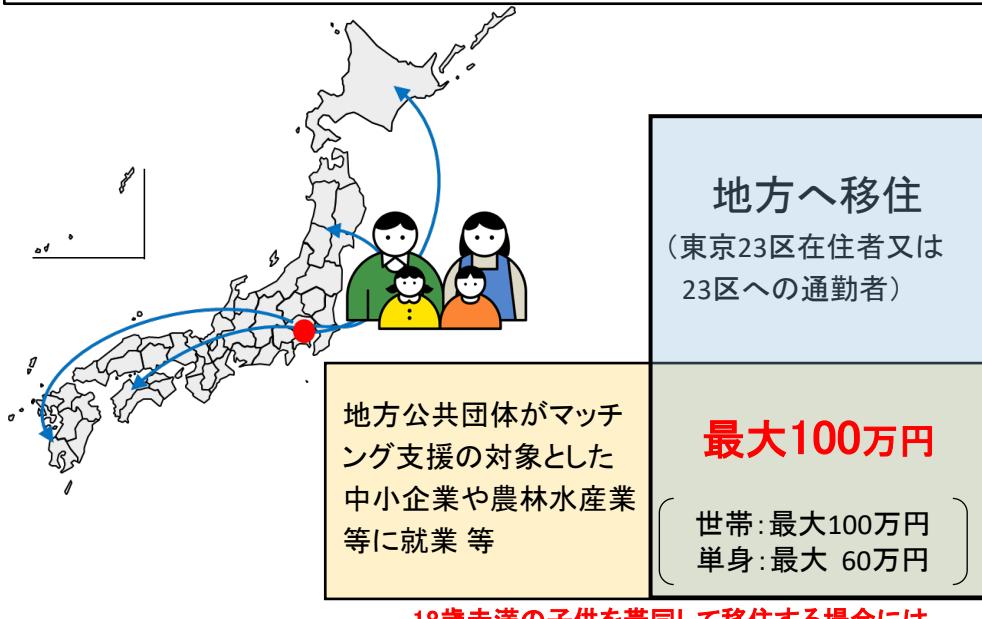


# 地方創生移住支援事業（案）

○地方へのUIJターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



デジタル田園都市国家構想総合戦略における KPI

- 東京圏<sup>※1</sup>から地方への移住者 年間10,000人（2027年度）  
 ※上記は本事業（地方創生移住支援事業としてのKPI）

## <資金の流れ>

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※ 1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域<sup>※2</sup>を除く）

※ 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

## 事業概要

東京23区内に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

### 対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

## 地方へ移住

### 移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
  - ①地域の中小企業<sup>※3</sup>や農林水産業等への就業
  - ②地域課題の解決を目的とした起業<sup>※4</sup>
  - ③テレワークにより移住前の業務を継続<sup>※5</sup>
 等を実施

※ 3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要があり

※ 4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※ 5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

## 移住支援金を申請

### 受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

# 移住生支援事業の対象範囲の拡大、運用等の改善（案）

○予算執行調査（財務省）の指摘や、自治体からの要望を踏まえ、テレワーク要件の厳格化、関係人口要件の効果的な設定、要件遵守等とともに、人口減少や担い手（後継者不足）など地域毎の状況を踏まえ、自治体の判断で支援対象を拡げられるよう、運用の改善を図る。

## 要件（現行制度）

共通

- 転出があったことの確認は、住民票の異動申請があつた時点で行う。
- 就業継続の確認は、申請から1年の範囲内で就業先に確認することにより行う。
- 移住先は、東京圏以外の道府県、又は東京圏内の条件不利地域。
- 項目間の流用は不可。

就業

- 3親等以内の親族が経営を担う職を務めている法人でないこと。

テレワーク

- 勤務日数の1／5を超えて東京へ行く場合は生活の本拠が移住先にあるとは言えない。  
(週3日以上のテレワークが必要)
- 勤務状況の確認は、本人からの申告書及び企業等からの在籍証明書

関係人口

- 関係人口の対象範囲は市町村が設定  
(就業について必須要件としていない)
- 都道府県等関係機関と調整

## ■主な対象範囲の拡大、運用等の改善

### 1. 移住先の対象範囲の拡大

東京圏内の人口減少率が一定以上（2010～2020年の人口減少率が10%以上）の市町村を対象として追加

- ・埼玉県：越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町
- ・千葉県：銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
- ・神奈川県：三浦市、箱根町、湯河原町

### 2. 移住支援金と地方就職学生支援金の予算運用を共通化

両支援金間の予算について、KPIと同様に共通とすることで、計画変更を伴わない運用を可能とする

### 3. 支援金の複数回受給を防止するための世帯員の要件

過去に移住支援金を受給した世帯の申請にかかる取り扱いについて規定を追加

### 4. 居住と就業状況の確認

※テレワーク要件及び関係人口要件を含む全要件  
住民票の異動申請時に加え、年1回確認すること

### 5. 就業要件の見直し

3親等以内の親族が経営を担う職を務めている法人について、都道府県及び市町村の判断で対象とすることを可能

### 6. テレワーク要件の適正化

テレワーク実施についてテレワークにより勤務することとし（原則として、恒常的に通勤しない）、かつ週20時間以上に要件を改正

### 7. 関係人口要件における農林水産業等への就業の対象化等

※別紙参照

農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業への就業等を要件設定

# 地方創生移住支援事業（関係人口に関する要件）（案）

- 市町村において関係人口の対象範囲を設定するにあたり、地域の担い手の確保に資する要件の設定を求める。
- 設定にあたっては、都道府県と市町村が協議・調整の上、地域の基幹産業である農林水産業に加え、家業等、地域に必要な職種を設定。  
⇒後継者が不足する家業等への就業の対象化（従前からの就業要件と合わせて必須）
- 自治会や関係団体が行う地域活性化や生活機能のサポートや地域資源の維持管理の取組等に継続的に参加するなど、地域の担い手の確保に資する取組等を設定。  
⇒従前の関係人口要件における受給者の移住後の役割を明確化（任意）

## 好ましい例

### 【就業に関する例】

- ・農業体験や研修を受講し、土地を取得し就農する者（販売農家に限る）。
- ・家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など）。
- ・農林水産業や伝統工芸職など自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込みのある者。
- ・漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く関りのある者として認められる者。
- ・バス運転手、タクシー運転手に従事している、または従事する意向がある者。
- ・地域課題解決型移住として、自治体が定めた事業者に就職した者（タクシー・バス運転手、介護職関係）。
- ・起業し、周辺市街地地域内に事業所を設置する者。

### 【地域活動等に関する例】

- ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
- ・地域の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、地域の担い手となっている者。
- ・特定非営利活動法人の役員（会員）等として、移住前から在籍している者。

# 地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充（案）

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋】（令和5年12月22日閣議決定）

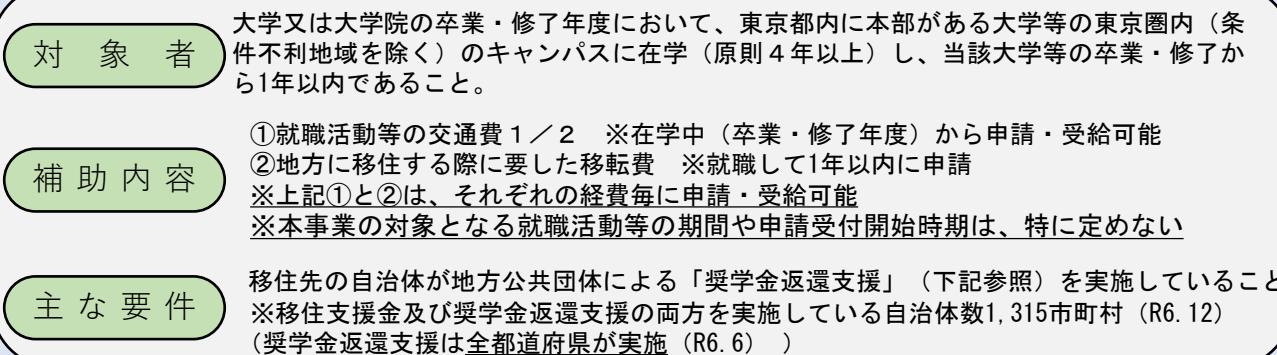
## 地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,315市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUターンすることを促進するため、
  - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6拡充】
  - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

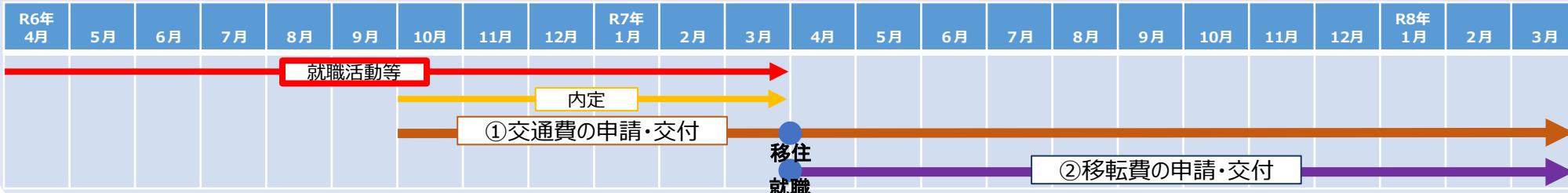
### 地方創生移住支援事業 ※1

- (1) 移住支援事業
- (2) 地方就職学生支援事業（新設）
- (3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外



<2025年度始めて就職する場合>（「2024年度卒業・終了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）を参考としたイメージ）



（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体数：47都道府県・816市区町村(R6.6)※全都道府県が実施

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

### 学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借り入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免  
※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

# 地方就職学生支援事業の拡充、運用等の改善（案）

- 若者的地方移住に対する支援を強化するため、地方創生移住支援事業を拡充し、地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化。
- 学生の現状や地方公共団体からの要望を踏まえ、交通費、移転費のいずれかでも申請を可能とすることや、支援対象となる期間を限定しないこと等の運用の改善を図る。

## 主な要件（現行制度）

対象

東京都内に本部を置く大学の学生が

- 地方の企業において実施される就職活動に対する交通費。（令和6年度新設）
- 上記の交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかる移転費。（令和7年度拡充）

その他の要件（一部検討中の要件を含む）

- 就職活動に関する規定に沿った活動に要した交通費であること  
(6月1日以降の就職活動)
- 移転費は、令和7年度から支援
- 就業先は官公庁等及び親族が経営を担う職務を務めている法人でないこと  
(その他、風俗営業者、反社会勢力と関係を有する法人等でないこと)
- 卒業年度の学部生であって、要件を満たす地域に移住・就職する者。
- 転入日又は就業日のいずれか遅い日から5年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合、返還対象となる。

## ■主な拡充、運用等の改善

### 1. 交通費と移転費の申請

企業が交通費、移転費のいずれかを全額支給する場合があることから、**交通費のみ、移転費のみ、又は交通費・移転費同時の申請を可能とする**。なお、交通費については、在学中（卒業・修了年度）から、申請・受給可能とする

### 2. 支援対象となる就職活動の期間

本事業の対象となる就職活動等の期間は、R 6 年度内を含め、特に定めないととする

### 3. 移転費の支援(R7拡充)

移住に要する実費、又は定額とする

※ 移転費（引っ越し費用）は、繁忙期に割り増し料金となることに鑑み、領収書及び見積り書の提出等により、**実費給付**とすることを可能とする

### 4. 就業先の拡充

官公庁や家業への就業を都道府県及び市町村の判断により可能とする

### 5. 支援対象の拡充

大学生に加え、大学院生を対象として追加

### 6. 返還対象者の要件

移住支援事業と同様、当該都道府県内で統一のルールを作成し、支給者の居住する都道府県及び市町村の判断で返還対象から除外することを可能とする